日野市　事業者様向け電子請求サービスQA

No	質　問	回　答
1	説明会の資料はいただけるのでしょうか？	市公式ホームページに掲載しておりますのでこちらをご活用ください。 https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/keiyaku/1031685.html
2	今後、請求書は電子しか受け付けないという ことでしょうか？	引き続き紙での請求もおこなっていただけますが、事業者様と市、双方の事務効率化を実現 できるよう、Haratteの利用をぜひご検討ください。
3	請求番号が任意で設定できるとのことでしたが、 同じ番号を利用することはできるでしょうか？	「同じ番号で発行した請求書があります」と警告はでますが、利用することができます。
4	ログインに必要なのはメールアドレスとパスワードのみでしょうか？IPアドレス制限、電子証明書の導入等は必要でしょうか？	IPアドレス制限や、電子証明書の導入は不要です。 メールアドレスとパスワードで御利用いただくことができ、よりセキュリティを強固にしたい場合は 二要素認証も御利用いただくことができます。
5	物品購入以外の、例えば修繕費や委託費などもHaratteを利用できますか？	Haratteで提供する請求書で、記載内容に契約上の不足がなければ利用していただけます。 ただし、報告書等、契約上提出が必要なものが他にあれば別途ご提出いただくようになります。
6	小・中学校や保育園、幼稚園、児童館、学童クラブといった施設宛ての請求書の送信先はどうなりますか？	送信先は発注元・納品先である各施設となり、Haratteの宛先部署の一覧に各施設ごとに送信アドレスを 設定しております。ただし学童クラブのみ、そのクラブを管轄する児童館を送信先としております。
7	請求書の件名ですが、どう記載すればいいでしょうか？	Haratteのサイトの請求書作成画面に記入例を掲載しておりますので、件名についてはそちらをご参照 ください。
8	事業者認証の利用申請を行うと、どのくらいで承認の 連絡をいただけるのでしょうか？	申請をしてから承認（メールで通知）するまでには、約１週間かかります。 ※なお、サービス開始当初の10月はさらに日数を要する場合があります。
9	請求書の作成手順で不明な点があった場合、どちらに 問合せしたら良いでしょうか？	システム的な内容はコールセンター（設置期間：令和８年10月1日から９年１月31日）または Haratteサポートをご利用ください。市の運用に関わる内容は、会計課までご連絡ください。
10	社内システムの対応が間に合わないため、11月以降からの利用でもよろしいでしょうか？	事業者様のほうでHaratteを利用できるようになったタイミングで、ご利用ください。
11	納品時の商品の確認はどのようにしたらいいですか？	Haratteでは納品書も作成できますので、納品時にご活用ください。貴社で使用されている様式があれば そちらをご利用いただいても結構です。

日野市　事業者様向け電子請求サービスQA

No	質　問	回　答
12	発注（契約）が複数ありますが、請求はまとめてで良いでしょうか？	請求は発注（契約）ごとに行っていただきますよう、お願いいたします。
13	請求書の明細は最大何件迄記載できますか？	150明細になります。
14	請求日を未記入で作成することはできるのでしょうか？	請求日は必須項目になります。 本来は紙であっても請求日は明記いただく必要がありますので、ご理解いただければと思います。
15	工事の請求書には添付書類をつける必要がありますが、その場合はどうしたらよいですか？	Haratteで作成できる書式以外は、送信することができません。市担当課には別途ご提出いただきますようお願いいたします。
16	事業者が利用している会計システムのデータから連携できますか？	必用な項目をCSV出力いただければ、一括取込み作成で対応できるかと思います。
17	２要素認証について説明していただきたい	2要素認証は、ログインの際にメールアドレス・パスワードに加え、Haratteから登録メールアドレスに届く認証コードを入力することでログインが可能となるものです。Haratte事業者設定画面内の「セキュリティ認定」から設定いただけます。
18	請求書に押印は必要ないのでしょうか？	Haratteで作成いただく場合は、請求書への押印は必要ありません。
19	請求番号が自動採番できるとのことでしたが、任意の番号を入力することはできないのでしょうか？	任意の番号を入力いただくことも可能です。
20	請求書の内容を間違えて送ってしまった場合はどうなりますか？	再作成の上、再度お送りください。 Haratteでは自治体、事業者の双方で確認しているものが異なることがないよう、修正の機能は設けておりません。そのため複写し修正のうえで、再度送信してください。 なお、誤りが判明した時点で速やかに請求先の市担当課にご連絡ください。
21	何月分の請求書からHaratteを利用すればよいでしょうか？	当市では令和８年11月1日からHaratteの利用が可能となりますので、その日以降に請求を行う分からご利用いただけます。